

特定非営利活動法人向上の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人向上の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県飯能市柳町8番地9に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域在住の日本人と外国籍の人に対し、語学教室、カルチャー教室、創業相談等を行い、住民のコミュニティの形成、社会教育の推進、地域経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 外国語教室・日本語教室の開催事業
 - ② 講習会・イベント・相談会開催事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して活動に協力する個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第24条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第25条** 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

- 第26条** 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第27条** 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

- 第28条** 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
 - 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなら

ない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第一項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	秦 誠
理事	項 文瑞
理事	周 沛琦
監事	羽生 昌治
監事	王 姪娜
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成30年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員・個人
 - ① 入会金 5,000円
 - ② 年会費 5,000円
 - (2) 正会員・団体
 - ① 入会金 10,000円
 - ② 年会費 10,000円
 - (3) 準会員
 - ① 入会金 5000円
 - ② 年会費 2000円
 - (4) 賛助会員
 - ① 入会金 10,000円
 - ② 年会費 10,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 向上の会

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ハタ マコト 秦 誠		無し
理事	キョク ブンズイ 項 文瑞		無し
理事	シュウ ハイキ 周 沛琦		無し
監事	ハニユウ マサハル 羽生 昌治		無し
監事	オウ アナ 王 姪娜		無し

設立趣旨書

1 趣 旨

日本在住の外国籍の人々とその居住地で生活する日本人等を対象として、相互の文化を学びあい、交流の場をもつ事業や、外国人生活相談・創業相談・事業相談・日本語指導など外国人を支援する事業、および市民が蓄積した経験や能力をその地域社会に活かすための事業等を実施し、「共に拓く地域の未来」をテーマに優しい絆で繋がる新しい地域コミュニティの構築に寄与することを目的とする。

2 申請に至るまでの経過

来日15年以上、今現在日本に帰化した方などが中心に有志が集まり、中国語教室、国際交流セミナーなど実践してきました。

今回、法人として申請するに至ったのは、活動や事業を地域に定着させ、継続的に推進していくことと、地域の行政や関連団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。上記から法人化によって、組織を発展、確立することができ、居住地の日本人や外国籍の人の相互理解と交流を促進し、地域社会に広く貢献できると考えます。

平成29年12月18日

特定非営利活動法人向上の会
設立代表者

氏 名 秦 誠

平成30年度 事業計画書

特定非営利活動法人向上の会

1 事業実施の方針

語学教室を開催し、外国籍の人々とその居住地で生活する日本人等を対象として、相互の文化を学びあい、交流の場をもつ事業に注力する。

地域の中小企業経営者向けに、海外最新情報をテーマにした講演会や交流会等を行います。

2 事業の実施に関する事項（成立の日～平成30年12月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
外国語教室・日本語教室の開催事業	中国語教室	月2回	事務所 4F大会 議室	5人	埼玉 県内 の中 国語 勉強 者	60名 0
講習会・イベント・相談会開催事業	国際調達・海外仕入をテーマにした講演会	8月中 旬	同上	4人	埼玉 県内 小売 業者	30名 0
	海外のAI活用状況テーマにした講演会	11月中 旬	同上	4人	埼玉 県内 一般 住民	30名 0

平成31年度 事業計画書

特定非営利活動法人向上の会

1 事業実施の方針

語学教室を開催し、外国籍の人々とその居住地で生活する日本人等を対象として、相互の文化を学びあい、交流の場をもつ事業に注力する。

地域の中小企業経営者向けに、海外最新情報をテーマにした講演会や交流会等を行います。地域の日本人や外国籍の人々向けに、日本の不動産購入、会社設立等の相談会を行います。

2 事業の実施に関する事項（平成31年1月1日～平成31年12月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
外国語教室・日 本語教室の開 催事業	中国語教室	月2回	事務所 4F大会 議室	5人	埼玉 県内 の中国語 勉強者	60名 0
	英語教室	月2回	同上	5人	埼玉 県内 の英語 勉強者	60名 0
講習会・イベン ト・相談会開催 事業	海外見本市の特徴をテ ーマにした講演会	8月中 旬	同上	4人	埼玉 県内 小売 業者	30名 0
	日本仏教と中国仏教、イ ンド仏教と差異をテ ーマにした講演会	11月中 旬	同上	4人	埼玉 県内 一般 住民	30名 0

平成30年度活動予算書
 (成立の日から平成30年12月31日まで)

特定非営利活動法人向上の会
 (単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		200,000
準会員受取会費		60,000
賛助会員受取会費		0
2 受取寄附金		
受取寄附金		180,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金		0
4 事業収益		
外国語教室・日本語教室の開催事業		0
講習会・イベント・相談会開催事業		0
		0
5 その他収益		
受取利息		0
雑収益		0
経常収益計(A)		440,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
臨時雇賃金	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
仕入高	0	
旅費交通費	0	
車両費	0	
水道光熱費	0	
地代家賃	0	
減価償却費	0	
保険料	0	
通信費	240,000	
ドメイン・サーバーレンタル	10,000	
その他経費計	250,000	
事業費 計		250,000

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
雑費(名刺・備品など)	10,000		
その他経費計	10,000		
管理費 計		10,000	
経常費用計(B)			260,000
当期経常増減額(A-B)			180,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計(C)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)			180,000
② 設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額(①+②)			180,000

平成31年度活動予算書
(平成31年1月1日から平成31年12月31日まで)

特定非営利活動法人向上の会
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
準会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		
受取寄附金	200,000	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4 事業収益		
外国語教室・日本語教室の開催事業	0	
講習会・イベント・相談会開催事業	0	
		0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計(A)		600,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
臨時雇賃金	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
仕入高	0	
旅費交通費	0	
車両費	0	
水道光熱費	0	
地代家賃	0	
減価償却費	0	
保険料	0	
通信費	240,000	
ドメイン・サーバーレンタル	10,000	
その他経費計	250,000	
事業費 計		250,000

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
雑費(名刺・備品など)	20,000		
その他経費計	20,000		
管理費 計		20,000	
經常費用計(B)			270,000
当期經常増減額(A-B)			330,000
III 經常外収益			
1 固定資産売却益		0	
經常外収益計(C)			0
IV 經常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
經常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)			330,000
② 前期繰越正味財産額			180,000
次期繰越正味財産額(①+②)			510,000